

京都大学大学院医学研究科研究交流促進事業取扱要領

(平成 25 年 2 月 28 日 医学研究科医学教授会承認)

(趣旨)

第 1 条 この取扱要領は、京都大学「医学領域」産学連携推進機構内規（以下「内規」という。）第 4 条で設置が規定されている産学連携支援室（以下「支援室」という。）が掲げる業務のうち、内規第 9 条第 1 項第 7 号の「研究成果開発型新興企業（ベンチャー）の創業支援」の一環を、京都大学大学院医学研究科研究交流促進事業（以下「研究交流促進事業」という。）として実施するための基準を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この要領において研究交流促進事業とは、本学が保有する「知」の集積を活用することで、共同研究の推進及び新事業の創出等の産学連携の拡大・促進に資するものと認め、第 4 条第 1 項に定める者が本学の試験研究施設を使用して行う事業をいう。

(利用施設)

第 3 条 研究交流促進事業を適用する本学の試験研究施設は、医学研究科、医学部附属病院の施設（以下「施設」という。）とする。

(利用範囲)

第 4 条 研究交流促進事業において活動を行う組織は、次に定めるいずれかに該当する会社、団体等（以下「交流事業者」という。）を対象とする。

- (1) 施設を利用して研究、試作、臨床治験等産学連携を促進するベンチャー企業
- (2) ベンチャー起業を志し、創業のための調査、体制作りを行っている本学所属の学生・職員・教員による団体
- (3) その他、研究科長が研究交流促進事業として特に認めた場合

2 前項第 1 号の場合、本学教職員である保証人を必要とする。

(申請手続)

第 5 条 交流事業者の責任者は、研究交流促進事業申請書（様式 1）を研究科長に提出し、許可を受けなければならない。

(審査)

第 6 条 許可は、研究科長が支援室に諮問し、支援室での審議のうえ内規第 5 条に定義される機構会議（以下「機構会議」という。）を経て、研究科長に可否判断を答申する。研究科長は、答申に基づき決定する。

2 研究科長は、前項に基づき認定したときは、研究交流促進事業認定証（様式 2）

を事業交流者に交付するものとする。

- 3 研究科長は、機構会議の答申の許可に必要な条件を付することができる。

(利用料金)

第7条 施設の利用料は有償とする。利用条件等については、国立大学法人京都大学土地・建物長期貸付要領等の関係規定を適用し、毎年、総長と契約を交わすものとする。

- 2 前項に関わらず、当該施設に独自の使用要領が設けられている場合、及び利用料金が定められている場合は、それに依るものとする。

(優先順位)

第8条 施設の利用については、施設が主催する事業に関わる交流事業者を優先するものとし、研究科長は必要に応じて優先順位を調整することができる。

(認定期間)

第9条 認定の有効期間は、認定の日から起算して5年間とする。ただし、更新が認められた場合には、更新可能とする。

(規則遵守)

第10条 交流事業者は施設の活動の趣旨を理解し、研究科長が行う運営上必要な指示及び必要事項を遵守しなければならない。

(物品の搬入搬出)

第11条 交流事業者が研究交流促進事業推進に必要な物品を搬入する時は、研究科長に通知するものとする。

- 2 物品を搬入した交流事業者は、以下に該当する場合は速やかに物品を搬出しなければならない。
 - 一 物品利用を終了するとき
 - 二 施設利用を終了するとき
- 3 物品の搬入、据付及び搬出に要する費用は、交流事業者が負担する。

(安全管理)

第12条 交流事業者は施設及び施設内の機器等の適正な使用、安全確保、防災、緊急時の対応等に留意し、研究科長が行う管理上必要な指示に従わなければならない。

(報告)

第13条 交流事業者は、認定期間中に得られた成果についての報告書を研究科長に提出するものとする。

- 2 研究科長は、本学のアカデミアとしての研究等の活動において必要があるときは交流事業者と協議し、交流事業者が施設において行った研究等から得られた

記録、資料、その他の研究等の結果の提出を求めることができる。

(利用計画の変更)

第 14 条 交流事業者は、施設の利用計画や条件、会社や団体等の形態、責任者等を変更しようとする時には、速やかに研究科長に研究交流促進事業変更申請書(様式 3)を届け出て、支援室での審議のうえ機構会議を経て、研究科長の承認を受けなければならない。

(利用の取り消し)

第 15 条 研究科長は、交流事業者が以下のいずれかに該当した場合、その利用を取り消すことができる。

- 一 法令及び本要領に違反したとき
- 二 施設利用に際し、虚偽の申請をしたとき
- 三 前条までに定めた利用条件に違反したとき
- 四 研究科長の指示に従わないとき
- 五 施設管理・運営に重大な支障をきたす恐れがあると研究科長あるいは機構会議が認めたとき

(原状復帰)

第 16 条 交流事業者は、認定期間が終了したとき、及び前条の規定により利用許可が取り消されたときには、原則的に直ちに交流事業者の負担にて利用前の状況に復帰し、退去しなくてはならない。

(損害賠償)

第 17 条 交流事業者は、著しく施設及びその施設内の設備等を破壊、滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、利用に関して必要な事項は、機構会議の議を経て、研究科長が定める。

附則

この要領は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。